

導入後どうする？

マイナンバー制度の 会社実務対策

まったなし！来年1月に運用開始！
今から準備すべき実務対策

平成27年10月～12月の間に、住民票を持った国民一人一人に12ケタの「マイナンバー」(個人番号)の通知カードが送付されます。これは、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。この個人番号は、平成28年1月より社会保障、税、災害対策の行政手続に必要となり、民間事業者においても税や社会保険等、法定事務の実務面でマイナンバーを取り扱います。

本セミナーでは、マイナンバーの本格的運用を前に、マイナンバーが会社の日常の運営にどうかかわり、そして実務面でどのような対策が必要なのか、最新情報を取り入れながら具体的な対応策を解説していきます。多数のご参加をお待ちしております。



●講師紹介●

く ら な か か ず ひ ろ

蔵中一浩 氏

横浜リンケージ社労士事務所
代表

・特定社会保険労務士

昭和58年東京外語大卒業後、(株)横浜銀行入行。主に融資審査の他、債権管理回収業務に従事し、支店と本部にて数多くの中小企業との相談、折衝に当たる。平成25年独立し横浜市内に社会保険労務士事務所を開設。社労士の枠にとらわれず、30年におよぶ銀行員としての豊富な経験を中小企業経営のために活用すべく現在活動中。セミナーも商工会議所、法人会等で積極的に開催している。またセクハラ・パワハラ防止コンサルタント、年金アドバイザー2級の資格も持つ。

講座内容

1. マイナンバー制度のおさらい
2. 対象となる社会保障と税の実務例
3. いよいよ迫るマイナンバー制度と企業の影響
4. 社内体制の整備等導入準備に向けたポイント
5. 取得から廃棄まで、マイナンバーの管理方法
6. マイナンバーのための社内諸規程の整備
7. 法人番号について 等

開催日時 平成27年 **10月27日(火)**
14:00～16:00

会場 **トコトコおおたわら 3階視聴覚室**
(大田原市中央1-3-15)
※立体駐車場は2時間を超えると
有料になりますので、予めご了承ください。

受講料 会 員: 無 料
非会員: 1,000円 (当日会場にて承ります)

定員 **70名** (先着順)
(定員に達し次第、締め切ります)

■お申込み方法

下記申込書にご記入頂き、**FAX**にてお申し込みください。

■お問合せ

TEL: 0287-23-4802

主催 公益社団法人 **大田原法人会**

10/27 (火)「導入後どうする？マイナンバー制度の会社実務対策」セミナー申込書

(公社)大田原法人会 行 → **FAX: 0287-22-5985**

申込日(H27. . .)

会 社 名	T E L	() -
	F A X	() -
住 所		
参加者名	参加者名	

お申しいただいた皆様の情報は、当会の事業の詳細案内や事業の遂行など、当会活動のためにのみ利用させていただきます。